

【ミャンマー】知的財産権中央委員会の委員について

2020年5月18日

ジェトロ・バンコク事務所

2020年5月8日付の官報にミャンマー知的財産権中央委員会を構成する30名の委員情報が掲載された。

掲載された情報は以下の通り。

(1) 副大統領：議長

⇒第二副大統領（ミャンマーには副大統領が3人。第一副大統領は軍人出身だが第二・三は文民。）

(2) 連邦の省の大臣：副議長

⇒商業省大臣

(3) 関連省庁の副大臣：構成員

⇒計画・財務・工業省副大臣、投資及び海外経済関係省副大臣、情報省副大臣、農業・灌漑・畜産省副大臣、教育省副大臣

(4) その他適切な省庁の副大臣又は局長：構成員

⇒警察隊長官を含め各省庁のDG14名

(5) 知的財産専門家（4人を超えないものとする）：構成員

(6) 2人の非政府組織（NGO）代表者：構成員

⇒(5)(6)合わせて以下の6名の民間出身者

(1)元ヤンゴン大学法学科長 Daw Khin Mar Yee、(2) MIPPA 会長 U Kyaw Kyaw Win、(3)MIPPA 副会長兼ミャンマー映画会委員 Daw Swe Zin Htike、(4)マンダレー市開発委員兼マンダレーYadanarbon 銀行取締役 U Ye Myat Thu、(5)ミャンマー商工会会長、(6)ミャンマーエンジニア会会長

（MIPPA（Myanmar IP Proprietors' Association）は、知財に関心のある法律家、企業家等で構成される団体で会員数300～400名。）

(7) 大統領によって任命された者：秘書官

⇒商業省副大臣

(8) 部局の局長：共同秘書官

⇒商業省消費者関連局 DG

情報公開日

2020年5月13日

URL 等

官報（情報省所管 HP）

<https://www.moi.gov.mm/ppd:zg/?q=book/bid-4514>

※「知的財産権中央委員会」とは、知財政策の策定を行う立場にあり、その構成、機能、義務等は、知財四法で規定されている。例えば、ミャンマー特許法には以下のように規定されている。

第4条 連邦政府は、

(a) 次の通り、知的財産権中央委員会を組織し、知的財産権に関連する事項を監督する。

- (1) 副大統領：議長
- (2) 連邦の省の大臣：副議長
- (3) 関連省庁の副大臣：構成員
- (4) その他適切な省庁の副大臣又は局長：構成員
- (5) 知的財産専門家（4人を超えないものとする）：構成員
- (6) 2人の非政府組織（NGO）代表者：構成員
- (7) 大統領によって任命された者：秘書官
- (8) 部局の局長：共同秘書官

(b) 必要に応じて、(a)に基づき組織された中央委員会を再組織することができる。

第5条 中央委員会の機能及び義務は、次の通りである。

- (a) 連邦における知的財産権に対する政策、戦略及び事業計画を策定し、知的財産権に関する業務を促進すること
- (b) 当該機関によって提案された強制実施権を許可又は拒絶すること
- (c) 知的財産権に対する政策、戦略及び事業計画の実施に関して監督及び指導すること
- (d) 連邦の経済発展、外国企業の投資促進及び中小企業の発展のために、知的財産権制度を促進するように指導すること (e) 知的財産権に関連する業務の発展のために、研修及び人材能力育成を促進すること
- (f) 知的財産権制度を発展させ、そして遵守するために、関連する政府部局、政府機関、その他機関、及び民間企業家と協働すること
- (g) 国内機関及び外国機関との連絡及び協力を促進し、技術及び他の必要な支援を得ること
- (h) 連邦政府により随時指定される知的財産権に関連する義務を遂行すること

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。